

◇メセナひらかた会館施設維持管理事業（所管課：市民活動課）

[評価員(3名)による評価・検証結果] ※「平成 28 年度 民間活力活用業務評価員会議報告書」から転載

**評価員① 評価結果「妥当（条件付き）」**

事業収支の赤字を、指定管理者が地域貢献というサービスで対応しているが、赤字は事業目的に則り利用者を増やすほか民間ノウハウを駆使し解消するように市は指導すべきである。

指定管理者が毎年赤字補てんしなければならない事業に他の事業者が手を挙げるとは考えにくく、制度の趣旨からも疑問である。

指定管理者制度を継続するのか、企業の地域貢献としてやってもらうのか、ネーミングライツなど他制度も含め原点に立ち返り事業の目的・内容・予算など精査すべきではないか。

なお、本制度の運用にあたっては、市関連施設（男女共生フロア・ウィル）の位置や募集要項内容などについて、指定管理者がその能力を十分に生かせるような環境づくりを工夫いただきたい。

**評価員② 評価結果「要検討」**

本事業において、指定管理者導入前と比較して開館時間増加にもかかわらず約 35%コストを削減したという記述があるが、指定管理者の収支状況（P. 12）では平成 26 年度まで支出超過となっており、コスト削減と支出超過は整合的でない。

この質疑に対する回答では、管理部門の人員配置の状況により収支は変動するとされ金額に裁量の働く余地があることになるため、指定管理料の算定内容が詳細に検討されなければならない。支出超過であっても地域貢献活動として引き受けているという説明も疑問である。

現状、公募による選定であっても申請は 1 団体のみとなっており、今後、総合文化施設との一体管理という方向性が打ち出される中で、複数の団体が応募する環境を整えることが必要であると考えられる。

**評価員③ 評価結果「要検討」**

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、本事業の一部状況においての現状は妥当とはいえず、改善の余地があると判断した。

本事業の指定管理者制度導入当初は複数の業者から申請があったようだが、その後特定 1 者のみの申請となり、現在に至るまで当事業者が約 10 年間にわたって運営を行っている。それゆえ、人件費の削減努力は見受けられるものの、それ以外の内容として業務のマンネリ化、利用者ニーズとのミスマッチによる貸室（一部）の低稼働率、などについてはコスト上昇の状況が見受けられることである。

この状況は、いわゆる 1 者独占で、今後も他者参入の可能性が希薄であることから競争原理が働かず、結果的にコスト削減のスピード化や利用者サービスの向上につながっていないと思われる。

よって、当事業者の本業としてのビルメンテナンス業務については、効率的かつ安全性も考慮して運営されていることは評価できるが、利用者サービスの在り方については、まだまだ改善・工夫が必要ではないか。



[評価員による評価・検証結果を踏まえた、所管課における今後の対応]

メセナひらかた会館施設維持管理事業における今後の対応（平成 29 年 3 月現在）

現在の指定管理者は、自社のノウハウを活かして、効率的・効果的に管理運営を行っているという評価している。

今後は、今回の評価・検証で頂いた意見を踏まえ、施設利用率や利用者サービスの向上、また、事業収支をはじめとする運営面でのさらなる効率化に向けて、指定管理者と協議を重ねながら取り組んでいく。

また、より多くの事業者が参入を希望し、指定管理者の能力が十分発揮できるよう、現状の仕様内容や指定管理料等を検証の上、次回の指定管理者公募における募集条件等を検討していく。

平成 28 年度

民間活力活用業務評価・検証結果を踏まえた「今後の対応」について

◇有料自転車駐車場施設維持管理事業（所管課：交通対策課）

[評価員(3名)による評価・検証結果] ※「平成 28 年度 民間活力活用業務評価員会議報告書」から転載

**評価員①** 評価結果「要検討」

マニュアル化も進んでおり、事業推進上の大きな問題はないが、シルバー人材センターが指定管理者に特定される理由には疑問がある。

高齢社会施策の一環として、当公益法人をどう生かしどう協力していくかは、市にとって重要な課題であることは理解できる。

しかし、本事業は、指定管理者制度で運用されており、国の助言でも、「住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義」とされている。本施設管理が高齢者の就業機会の確保を目的とするなら、別の制度で対応すべきである。

**評価員②** 評価結果「要検討」

本事業においては、指定管理者を枚方市シルバー人材センターに特定する選定方法が妥当であるかが問題である。

この質疑に対する回答から、福祉施策として実施することの根拠・基準は特になく、大阪府内の他市の状況からも指定管理者を特定することは妥当性を欠くと考えられる。

議会からの指摘にもある通り、高齢者に対する福祉施策は別に検討すればよく、指定管理者の選定は、競争の働く公募とすべきであろう。

**評価員③** 評価結果「要検討」

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、本事業の現状は妥当とはいえず、改善の余地があると判断した。

まず、本事業の事業者自体については、特に問題があるわけではなく、むしろ現地視察においても効率的かつ丁寧な運営・管理体制が見受けられ、評価できる。

本事業の大きな課題は、特定の事業者を選定していることである。他市の状況をみても多くが公募による民間事業者運営にある状況において、いまだ本市の事業選定方法は、本事業を高齢者・福祉政策の一環としてみなし、現在の事業者を「特定」しているが、公正・公平の見地からはその根拠・基準を見出せないことから、早急に事業選定方法の改善の検討が必要と思われる。

なお、付言すべき点は、牧野駅のレンタサイクルについてである。現地視察時にヒアリングしたところ、市外からの観光目的利用というよりも地元・市内の方々の駅から公共施設までの「足」として利用されていることが分かった。その現状をふまえると、「足」としての活用方法をもっと住民に PR することで、利用率のアップにもつながると共に、市民サービスの一助になるのではないかと。

[評価員による評価・検証結果を踏まえた、所管課における今後の対応]

有料自転車駐車場施設維持管理事業における今後の対応（平成 29 年 3 月現在）

各評価員から「要検討」と指摘されている、指定管理者を公益社団法人枚方市シルバー人材センターに特定する選定方法については、平成 29 年度に更新時期を迎える翌年度からの管理候補者選定において、これまでの非公募(特定)から公募による選定方法とすることを検討していく。

また、指定管理者の自主事業であるレンタサイクルの実施については、市民の利便にかなう有料自転車駐車場施設の活用方法の 1 つであることから、平成 29 年度の管理候補者選定において、指定管理者募集要項の事業計画に関する確認事項の中で、管理候補者からの提案を求めていく。



◇総合スポーツセンター維持管理事業（所管課：スポーツ振興課）

[評価員(3名)による評価・検証結果] ※「平成 28 年度 民間活力活用業務評価員会議報告書」から転載

**評価員① 評価結果「要検討」**

本事業も事業収支が赤字である。この赤字は、枚方体育協会全体の収入から補てんしているようだが、枚方体育協会は公益財団であり、他にも市から指定管理などの委託事業や活動補助金も受けているため、この補てんは他の事業費の流用とも受け取られかねない。

本制度は、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを市が自主的に判断するものである。また、指定管理者が赤字補てんしている事業に対し他の事業者が手を挙げるとは考えにくい。

本施設の安定的運営の観点で、枚方体育協会が受託している同種の収益事業（決算書類上ではない管理運営上の事業区分）について市は助言し、本事業収支の考え方を市民にわかり易く整理すべきである。

**評価員② 評価結果「要検討」**

本事業において、毎年支出超過の状況にあつて、本施設をどのように運営しているかという質疑に対し、枚方体育協会が行う他事業（伊加賀スポーツセンターと渚市民体育館の指定管理）における収入超過を本事業に回し全体として運営しているという回答があり、この構造は問題である。

現状、公募による選定であっても申請は1団体のみとなっており、指定管理料は低く抑えられているとしながら本事業が支出超過であること自体説明が困難である。また、管理部門の人員配置の状況等により収支は変動し金額に裁量の働く余地があるため、指定管理料の算定内容は詳細に検討されなければならない。指定管理者の選定には競争が働くべきであり、複数の団体が応募する環境を整えることが必要であると考える。

**評価員③ 評価結果「妥当（条件付き）」**

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、課題解決を前提条件として妥当と判断した。

本事業に対する業者申請が指定管理者制度導入以降、ずっと体育協会のみで一手に引き受けているわけだが、本市の体育協会が他市と異なり、全く独立した位置づけで様々な体育施設の管理運営を行っているという本市特有の組織体制が他業者の申請を敬遠することにつながっているのではないか。

現在は、本事業の管理運営が体育協会の独立体制によるデメリットがメリットを上回っている状況にあると思われる。よって、今後も本事業を多くのノウハウ・経験を有する体育協会への委託が続くのであれば、例えば、指定管理者制度よりもむしろ随意契約等含め、所管課が体育協会に対して対話とチェック機能をしっかりと働かせる行い方、管理と運営の分離、等についても検討されてはいかか。

アンケートを見ても、利用者ニーズのより一層の向上が重要であり、既存の「サポーターズバンク」なども大いに活用しながら、リピーターだけでなく、もっと新たな利用者の獲得、シニア層の健康維持・疾病予防のための施設利用のPRに努めていただくことに期待したい。



[評価員による評価・検証結果を踏まえた、所管課における今後の対応]

総合スポーツセンター維持管理事業における今後の対応（平成 29 年 3 月現在）

市からの委託事業と補助金については、公益事業や収益事業など事業ごとに明確に分けており、他の事業から赤字補填していないと確認しているが、市からの活動補助金を受けていることもあり、他の事業費に流用されていると受け取られることのないよう、指定管理施設の収支の考え方について、枚方体育協会へ助言を行っていく。

指定管理者の公募における競争性の確保については、次期指定管理者の選定に向け、平成 29 年度中に、赤字の要因と考えている光熱水費・人件費・リスク分担等の精査を行い、適正な指定管理料を算定していく。また、広く他の事業者が応募しやすい環境となるよう本事業を含む各種スポーツ施設の指定管理者公募のあり方についても検討していく。

利用者ニーズを踏まえたさらなる施設の活性化に向けては、年 2 回実施しているモニタリングにおいて、より良い環境づくりに努めるよう働き掛けを行っていく。